



宮崎県公報

平成21年8月31日(月曜日)第2113号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定……………() 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………() 2	
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………() 3	
○指定居宅サービス事業の廃止……………() 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止……………() 3	
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地	

の変更……………(長寿介護課) 4

○指定介護予防サービス事業の廃止……………() 4

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4

訓令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………(行政経営課) 4

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(2件)……………(生活・労働・男女課) 5
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商業支援課) 6
○家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) 7
○土地改良区の役員の就退任の届出(6件)……………(農村整備課) 7
○県営土地改良事業の工事の完了……………() 9

告示

宮崎県告示第600号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104861	シニアホームメープル	宮崎県宮崎市佐土原町下田島4043番地3	宮崎総合介護株式会社	宮崎県宮崎市佐土原町下田島4043番地3	平成21年7月1日	通所介護
4570301525	デイサービスなでしこ	宮崎県延岡市土々呂町2丁目566番地	有限会社みやはら介護保険企画	宮崎県延岡市高千穂通4番地12	平成21年7月1日	通所介護
4570600736	ハッピー介護サービスくろき	宮崎県日向市美々津町3672番地	有限会社くろき	宮崎県日向市美々津町3672番地	平成21年7月1日	訪問介護
4570600744	デイサービスあつとほーむ	宮崎県日向市財光寺3445番地19	合同会社やすらぎ	宮崎県日向市美々津町5571番地2	平成21年7月1日	通所介護
4570102147	ケアハウス島之内	宮崎県宮崎市島之内2345番地3	社会福祉法人同潤会	宮崎県宮崎市島之内2345番地3	平成21年7月10日	短期入所生活介護
4571900721	デイサービスセンター国富荘	宮崎県東諸県郡国富町森永2466番地19	株式会社なごみの社	宮崎県宮崎市永楽町175番地1シャインフィル303号	平成21年7月13日	通所介護

4570104879	ヒューマンケアセンター宮崎	宮崎県宮崎市瀬頭二丁目4番12号瀬頭ビル 503号	株式会社ヒューマンライフ	宮崎県宮崎市瀬頭2-4-12瀬頭ビル 305号	平成21年7月16日	訪問介護
4570301541	もうりクリニック デイサービスセンター真南風	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	株式会社Fonte	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	平成21年7月17日	通所介護

宮崎県告示第 601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301533	指定居宅介護支援事業なでしこ	宮崎県延岡市土々呂町2丁目566番	有限会社みやはら介護保険企画	宮崎県延岡市高千穂通4番地12	平成21年7月1日	居宅介護支援
4570400558	スタイル居宅サービス	宮崎県日南市殿所字前田81番地1	鍋倉設備工業株式会社	宮崎県日南市殿所字前田81番地1	平成21年7月16日	居宅介護支援
4570104887	しあわせサポート株式会社	宮崎県宮崎市恒久6628番地7号	しあわせサポート株式会社	宮崎県宮崎市恒久6628番地7号	平成21年7月17日	居宅介護支援

宮崎県告示第 602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301525	デイサービスなでしこ	宮崎県延岡市土々呂町2丁目566番地	有限会社みやはら介護保険企画	宮崎県延岡市高千穂通4番地12	平成21年7月1日	介護予防通所介護
4570600587	訪問介護ほそしま	宮崎県日向市日知屋古田町12-2	有限会社共栄調剤薬局	宮崎県延岡市柳沢町2-3-2	平成21年7月1日	介護予防訪問介護
4570600736	ハッピー介護サービス ころき	宮崎県日向市美々津町3672番地	有限会社ころき	宮崎県日向市美々津町3672番地	平成21年7月1日	介護予防訪問介護
4570600744	デイサービスあつとほーむ	宮崎県日向市財光寺3445番地19	合同会社やすらぎ	宮崎県日向市美々津町5571番地2	平成21年7月1日	介護予防通所介護
4570102147	ケアハウス島之内	宮崎県宮崎市島之内	社会福祉法人同潤	宮崎県宮崎市島之内	平成21年7月10日	介護予防短期入

		内2345番地3	会	内2345番地3		所生活介護
4571900721	デイサービスセンター国富荘	宮崎県東諸県郡国富町森永2466番地19	株式会社なごみの社	宮崎県宮崎市永楽町175番地1シャインフィル303号	平成21年7月13日	介護予防通所介護
4570104879	ヒューマンケアセンター宮崎	宮崎県宮崎市瀬頭二丁目4番12号瀬頭ビル503号	株式会社ヒューマンライフ	宮崎県宮崎市瀬頭2-4-12瀬頭ビル305号	平成21年7月16日	介護予防訪問介護
4570301541	もうりクリニック デイサービスセンター真南風	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	株式会社Fonte	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	平成21年7月17日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 603号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570600710	あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺1168番地3	あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成21年7月9日	訪問介護

宮崎県告示第 604号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571500547	特別養護老人ホームわにか荘	宮崎県宮崎市田野町乙1742番地30	社会福祉法人善仁会	宮崎県宮崎市田野町乙1742番地30	平成21年7月31日	訪問入浴介護

宮崎県告示第 605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		

4510115985	医療法人陽明会増田病院	宮崎県宮崎市大瀬町2176-1	医療法人陽明会増田病院	宮崎県宮崎市大瀬町2176-1	平成21年7月31日	居宅介護支援
------------	-------------	-----------------	-------------	-----------------	------------	--------

宮崎県告示第 606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570600710	あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺1168番地3	あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成21年7月9日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4571500547	特別養護老人ホームわにつか荘	宮崎県宮崎市田野町乙1742番地30	社会福祉法人善仁会	宮崎県宮崎市田野町乙1742番地30	平成21年7月31日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第 608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年8月31日から平成21年9月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市飢肥 9丁目4230 番7地先から 同市飢肥 9丁目4230 番5地先まで	旧	16.8 ~ 18.6	24.2
				新	14.4 ~ 15.0	24.2

路線	道路の 路線名	区 間	新旧	敷地の 幅員	延 長

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																
<p>(副知事等の代決)</p> <p>第10条 副知事、部長、次長、局長又は課長が専決すべき事務について、副知事、部長、次長、局長又は課長が不在のときは、別表第8の第1欄に掲げる専決者の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げる順序により当該各欄に掲げる者が、その事務を代決することができる。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>別表第3 (その1) (第4条関係)</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">課</td> <td style="width:10%;">副知事専決事項</td> <td style="width:10%;">部長特定専決事項</td> <td style="width:10%;">次長特定専決事項</td> <td style="width:40%;">課長特定専決事項</td> <td style="width:10%;">課長補佐特定専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1 給料、職員手当及び共済費 (報酬及び賃金に係る共済費を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>別表第3 (その2) (第4条関係)</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">課</td> <td style="width:90%;">担当リーダー特定専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td>1 報酬、賃金、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項	[略]						総務事務センター		[略]		1 給料、職員手当及び共済費 (報酬及び賃金に係る共済費を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]	[略]	[略]						課	担当リーダー特定専決事項	[略]		総務事務センター	1 報酬、賃金、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]	[略]		<p>(副知事等の代決)</p> <p>第10条 副知事、部長、次長、局長又は課長が専決すべき事務について、副知事、部長、次長、局長又は課長が不在のときは、別表第8の第1欄に掲げる専決者の区分に応じ、同表の第2欄及び第3欄に掲げる順序により当該各欄に掲げる者が、その事務を代決することができる。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>別表第3 (その1) (第4条関係)</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">課</td> <td style="width:10%;">副知事専決事項</td> <td style="width:10%;">部長特定専決事項</td> <td style="width:10%;">次長特定専決事項</td> <td style="width:40%;">課長特定専決事項</td> <td style="width:10%;">課長補佐特定専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1 給料、職員手当及び共済費 (社会保険料及び労働保険料を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>別表第3 (その2) (第4条関係)</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">課</td> <td style="width:90%;">担当リーダー特定専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td>1 報酬、賃金、<u>共済費 (社会保険料及び労働保険料に限る。)</u> 及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項	[略]						総務事務センター		[略]		1 給料、職員手当及び共済費 (社会保険料及び労働保険料を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]	[略]	[略]						課	担当リーダー特定専決事項	[略]		総務事務センター	1 報酬、賃金、 <u>共済費 (社会保険料及び労働保険料に限る。)</u> 及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]	[略]	
課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項																																																												
[略]																																																																	
総務事務センター		[略]		1 給料、職員手当及び共済費 (報酬及び賃金に係る共済費を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]	[略]																																																												
[略]																																																																	
課	担当リーダー特定専決事項																																																																
[略]																																																																	
総務事務センター	1 報酬、賃金、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]																																																																
[略]																																																																	
課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項																																																												
[略]																																																																	
総務事務センター		[略]		1 給料、職員手当及び共済費 (社会保険料及び労働保険料を除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2～6 [略]	[略]																																																												
[略]																																																																	
課	担当リーダー特定専決事項																																																																
[略]																																																																	
総務事務センター	1 報酬、賃金、 <u>共済費 (社会保険料及び労働保険料に限る。)</u> 及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2・3 [略]																																																																
[略]																																																																	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年5月27日	特定非営利活動法人 総合福祉園 ふれあいの	上垣 笑子	宮崎県申間市大字西方3849番地4	この法人は、不登校・引きこもり・知的障害者等、深刻な悩

郷

みを持つ青少年及びその家族の相談や依頼に応じ、家庭と社会 (学校) の中間型施設として、社会復帰のための資格取得の場、地域社会との交流の場を提供し、または寮生活を通じて、自立・共生をめざす支援活動を行ない、また、高齢者の一般的な在宅福祉対策で

					<p>は対応困難な分野や従来の施策などでは十分な福祉の推進が図られない分野の支援活動、地域の実情に照らし、必要と認められるための福祉活動を行ない、これらの活動を通じて不登校・引きこもり等の悩みを持つ青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。</p>	<p>都城市栄町16-8</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マルシヨク 代表取締役 菊池俊勝 大分県大分市東春日町13番11号</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社チェンジ 代表取締役 長瀬功 佐賀県鳥栖市田代外町 761-1 (変更後) 株式会社チェンジ 代表取締役 長瀬功 佐賀県鳥栖市森木町1179-1</p> <p>4 変更の年月日 平成20年1月3日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の住所変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成21年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成21年8月31日から平成22年1月4日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成21年8月31日から平成22年1月4日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
--	--	--	--	--	--	--

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年7月31日	特定非営利活動法人ふれあい	岡村 光生	宮崎県東臼杵郡門川町加草4丁目50番地	この法人は、障がい者や高齢者が生きがいをもって安心して生活できる地域社会を実現するために、デイサービス等の事業を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫都城店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫都城店
都城市栄町16-8

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルシヨク 代表取締役 菊池俊勝
大分県大分市東春日町13番11号

3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
- | | |
|-------------------|-----|
| (変更前) 店舗屋上 (No1) | 48台 |
| 店舗北側隔地 (No2) | 32台 |
| 店舗敷地内中央 (No3) | 7台 |
| 合計 | 87台 |
| (変更後) 建物屋上部 (No1) | 51台 |
| 建物敷地北側駐車場 (No2) | 32台 |
| 建物東側 (No3) | 4台 |
| 合計 | 87台 |

- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- | | |
|------------------|-----|
| (変更前) 建物敷地北側 | 51台 |
| (変更後) 建物南側 (No1) | 14台 |
| 建物南側 (No2) | 27台 |
| 建物東側 (No3) | 10台 |
| 合計 | 51台 |

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (変更前) 午前9時～午前3時
(変更後) 24時間
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前8時30分～午前3時30分
(変更後) 24時間

4 変更する年月日

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成21年8月25日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成21年7月25日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成21年7月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成21年8月31日から平成22年1月4日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成21年8月31日から平成22年1月4日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生日月
ふそびょう 腐蝕病	みつばち	-	13群	小林市	平成21年8月17日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北岡松土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	白石 郁文	えびの市大字岡松 983番地65

(任期:平成22年4月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	市田 公利	えびの市大字岡松 814番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大河平土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	田中 雄策	えびの市大字大河平2317番地
理事	佐藤 正一郎	えびの市大字大河平2547番地
理事	木下 喜一	えびの市大字大河平2827番地3
理事	溝口 順昭	えびの市大字大河平2402番地
理事	平岡 和政	えびの市大字大河平3498番地
監事	吐師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地2
監事	溝口 嘉秀	えびの市大字大河平2402番地1

(任期:平成23年5月9日まで)

2 退任した役員

--	--	--

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
理 事	栗 屋 稔	えびの市大字大河平3622番地
理 事	佐 藤 正一郎	えびの市大字大河平2547番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1
監 事	溝 口 順 昭	えびの市大字大河平2402番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 8 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 口 達 久	三股町大字蓼池1339番地

(任期：平成23年 6 月11日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栗 畑 古 佐	三股町新馬場40番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 8 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 政 信	高千穂町大字上岩戸 427番地
副理事長	伊 藤 敏 数	高千穂町大字上岩戸 877番地
理 事	佐 藤 哲 弘	高千穂町大字上岩戸 266番地
理 事	佐 藤 浩 史	高千穂町大字上岩戸 712番地 2
理 事	佐 藤 康 弘	高千穂町大字上岩戸74番地

監 事	工 藤 悦 伸	高千穂町大字上岩戸 443番地
監 事	佐 藤 恩 史	高千穂町大字上岩戸 814番地

(任期：平成24年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 貞 信	高千穂町大字上岩戸 335番地
副理事長	佐 藤 恒 徳	高千穂町大字上岩戸 790番地
理 事	甲 斐 幸 次	高千穂町大字上岩戸 899番地
理 事	佐 藤 稲 雄	高千穂町大字上岩戸 462番地
理 事	佐 藤 建 一	高千穂町大字上岩戸83番地
理 事	伊 藤 敏 数	高千穂町大字上岩戸 877番地
監 事	佐 藤 健 喜	高千穂町大字上岩戸81番地
監 事	工 藤 悦 伸	高千穂町大字上岩戸 443番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中内堅土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 8 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地
理 事	立 岡 良 雄	えびの市大字内堅 645番地 5
理 事	山 口 政 雄	えびの市大字岡松 337番地口
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
監 事	西 重 寧	えびの市大字内堅 260番地 4
監 事	伊 作 俊 光	えびの市大字内堅1166番地

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地	理 事	本 石 重 雄	えびの市大字末永 365番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地	理 事	井川原 修	えびの市大字末永 333番地
理 事	立 岡 良 雄	えびの市大字内堅 645番地 5	理 事	上谷川 利 幸	えびの市大字栗下 851番地
理 事	山 口 政 雄	えびの市大字岡松 337番地口	理 事	萩 原 隆 夫	えびの市大字栗下 887番地
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地	理 事	藏 本 益 男	えびの市大字栗下 316番地 1
監 事	西 重 寧	えびの市大字内堅 260番地 4	監 事	絵 柳 俊 郎	えびの市大字栗下 572番地 2
監 事	伊 作 俊 光	えびの市大字内堅1166番地	監 事	木 下 信 義	えびの市大字栗下44番地 3
			監 事	永 前 茂 則	えびの市大字末永 284番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、末永土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地 2
理 事	大平落 明	えびの市大字末永 668番地
理 事	本 石 孝 博	えびの市大字末永 396番地乙
理 事	井川原 志庫男	えびの市大字末永 342番地
理 事	上谷川 利 幸	えびの市大字栗下 851番地
理 事	水無口 勝	えびの市大字栗下 426番地
理 事	石 川 利 明	えびの市大字栗下 292番地
監 事	絵 柳 俊 郎	えびの市大字栗下 572番地 2
監 事	木 下 信 義	えびの市大字栗下44番地 3
監 事	永 前 茂 則	えびの市大字末永 284番地 1

(任期：平成25年 5月 1日 まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地 2
理 事	藤 内 芳 信	えびの市大字末永 646番地 1

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成21年 8月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
西 河 原	新富町	経営体育成基盤整備事業	平成18年 3月29日

--	--